

書牘卷之二（十五）

質地証文證 質主直小作

覚覺

一、金何百円圓也

此質地何国何郡何村之内字

何耕地、別紙地券之通、拙者

所持二而、他二質入等致置申

さす候、

右耕地今明治何年何月より

来ル何年何月限、質物ニ差

入、書面之金子借用申所実

正也、然ル上者は、年期中拙者

宜小作いたし、御年貢諸

役相勤申すへく候、若年

期済ニ至り、作得「米金」並元金

返済等相滞候ハ、地券

名前書替、右地所相渡シ

申へく候、尤其節ニ至り、何

方よりも故障申出候者一

切これなく候、後日のため

証書證さし入候也、

明治何年何月何日

質主 何某

証人 何某

何某殿

前書之通、相違なき二付、

奥印いたし候也、

某^國何郡何村戸長

何某

※漢字は全て新字体に直したが、原文が旧字体に近い書体で書かれている場合は、右脇に旧字体を添えた。

※変体仮名は現行の平仮名に直した。なお、字母に当たる漢字を右脇に添えた。